

令和6年南アルプス市議会第1回定例会（3月）

提出案件説明資料

本定例会に提出する案件は、条例案20件、予算案25件、規約の変更案1件、財産の処分案1件、市道路線に関する案2件、和解及び損害賠償に関する案1件、同意案2件の、合わせて52件です。

1. 条例案 20件

議案第1号 南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定及び給与改定による支給の取扱いに関する規定等を定める必要があるため、本条例を制定するものです。

議案第2号 南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者選定委員会条例の制定について

慈恵寮の跡地に、認可保育所及び児童発達支援センターを運営する事業者を誘致するに当たり、事業者を公正かつ適正に選定することを目的とした選定委員会を設置するため、本条例を制定するものです。

議案第3号 南アルプス市手数料条例の一部改正について

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、本籍地以外の戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務の手数料について規定するとともに、所要の改正を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

議案第4号 南アルプス市職員定数条例の一部改正について

本市の職員数を適正に管理するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第5号 南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給の規定を改める等の必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

議案第 6 号 南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス 12ha 整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例の一部改正について

当該整備事業の参入事業者に対して課すべき当該事業の区域内に係る固定資産税について課税免除を実施したいため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 7 号 南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

地域の実情に合わせて、消防団員の定員の適正化を図る必要があることから、消防組織法第 19 条第 2 項の規定により、本条例の一部を改正するものです。

議案第 8 号 南アルプス市介護保険条例の一部改正について

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、第 9 期南アルプス市介護保険事業計画における第 1 号被保険者の所得段階並びに介護保険料の改定及び減免に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 9 号 南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 10 号 南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 11 号 南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 12 号 南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 13 号 南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律に規定する用語の引用規定を改正する等の必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

議案第 14 号 南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 15 号 南アルプス市営住宅条例の一部改正について

山梨県パートナーシップ宣誓制度の導入に鑑み、市営住宅の入居者に係る資格要件等を改める必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

議案第 16 号 南アルプス市社会体育施設条例の一部改正について

教育委員会が管理している南アルプス市鏡中條体育館について、指定管理者を指定し、指定管理施設として管理を開始するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 17 号 南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について

教育委員会が管理している楡形中学校弓道場について、指定管理者を指定し、指定管理施設として管理を開始するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 18 号 南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

芦安農業集落排水事業について、上下水道局が所管する下水道事業として実施するとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条文の整理その他所要の改正のため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 19 号 南アルプス市水道給水条例の一部改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律第 3 条に掲げる規定の施行により、給水装置の工事に係る所管が厚生労働省から国土交通省に移管されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 20 号 南アルプス I C 周辺高度活用計画検討委員会条例の廃止について

南アルプス I C 周辺高度活用計画検討委員会による答申が終了し、検討委員会の設置目的を果たしたことに伴い、本条例を廃止するものです。

2. 予算案 25 件

補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、6 特別会計の、合わせて 7 会計です。

議案第 21 号 令和 5 年度南アルプス市一般会計補正予算（第 9 号）

補正額を 297,728,000 円とし、歳入歳出予算の総額を 36,596,465,000 円とします。

歳出の主な事業

○エネルギー等価格高騰重点支援給付金支給事業 239,749,000 円

国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた、住民税均等割のみ課税世帯に対して、1 世帯あたり 10 万円を支給する経費として、162,953,000 円を計上するとともに、先に支給対象としている住民税非課税世帯、及び今回対象とする住民税均等割のみ課税世帯に対して、子ども 1 人当たり 5 万円を新たに加算して支給する経費として、76,796,000 円を計上しています。

また、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、会計年度任用職員の報酬等の差額を、4 月に遡及して支給する経費に、57,979,000 円を計上しています。

議案第 22 号～23 号 令和 5 年度南アルプス市特別会計補正予算

○国民健康保険特別会計 768,000 円

○介護保険特別会計 640,000 円

それぞれ会計年度任用職員の報酬等に係る経費です。

議案第 24 号 令和 5 年度南アルプス市一般会計補正予算（第 10 号）

補正額を 828,999,000 円とし、歳入歳出予算の総額を 37,425,464,000 円とします。

はじめに、「災害被災地見舞金支給事業」として、能登半島地震で被災した姉妹都市である石川県穴水町におくる災害被災地見舞金に、10,000,000 円を計上しています。

歳出の主な事業

(1) 『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』

○エコライフ促進事業 1,160,000 円

家庭用蓄電池等の購入者への補助金の申請件数が増加したための経費です。

○猫不妊・去勢手術助成事業 3,150,000 円

(2) 『ともに生き支えあうまちの形成』

○施設型給付事業 44,855,000 円

公定価格の改定により、私立幼稚園等に対する給付費を増額するための経費です。

(3) 『うるおいと活力のある快適なまちの形成』

○南アルプスブランド戦略事業 134,885,000 円

県の補助金を活用し、収益力強化や農業の効率化に取り組む南アルプス市農業協同組合に対して、機械等を導入するための補助金を交付する経費です。

(4) 『未来をひらく経営型行政運営の形成』

○ふるさと納税事業 412,000,000 円

寄附金額の増加に伴い、返礼品及び手数料を追加する経費です。

また、寄附金額の増加に併せて、「ふるさと応援基金積立金」についても、240,000,000 円を計上しています。

以上、歳出予算の財源は、国・県支出金、繰越金、市債等を見込んでいます。

議案第 25 号～30 号 令和 5 年度特別会計補正予算案

○国民健康保険特別会計

保険給付費等の決算見込みによる、205,698,000 円の減額

○後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療広域連合納付金等の決算見込みによる、43,419,000 円の増額

○介護保険特別会計

システム改修費、及び基金運用利息の積み立てによる、3,967,000 円の増額

○居宅介護予防支援事業特別会計

居宅介護予防支援サービス計画費、441,000 円の増額

○山梨県北岳山荘管理事業特別会計

使用料収入の増額分、及び不用額の減額分の基金への積み立てによる
27,973,000 円の増額

○土地取得造成事業特別会計

下今諏訪 A 工業団地の事業進捗に伴う基金積立金等による、93,284,000 円の増額

令和6年度当初予算案は、一般会計のほか12の特別会計、2つの企業会計、合わせて15会計です。

議案第31号 令和6年度南アルプス市一般会計予算

歳入歳出予算の総額 35,282,467,000円

(1) 『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』

- 防災備蓄倉庫整備事業 29,613,000円
- 消防団ポンプ車等購入事業 64,431,000円
- 地域集会施設建設支援事業 25,402,000円
- ユネスコエコパーク推進事業 12,192,000円
- 奨学金返還支援事業 2,000,000円

(2) 『ともに生き支えあうまちの形成』

- 公立保育所業務ICT化事業 37,540,000円
- 公立保育所会計年度任用職員配置事業 598,289,000円
- 救急医療確保対策事業 52,465,000円
- 国外姉妹都市交流事業 4,265,000円

(3) 『うるおいと活力のある快適なまちの形成』

- 住宅等の耐震化関連事業 19,576,000円
- 観光農園基盤整備補助金交付事業 2,500,000円
- 道水路の維持管理事業 162,661,000円
- 都市計画マスタープラン見直し事業 12,540,000円
- 長衛小屋改修事業 35,926,000円
- 都市公園再整備事業 110,800,000円

(4) 『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』

- 若草小学校改築事業 1,424,212,000円
- 甲西市民総合グラウンド機能回復事業 408,197,000円
- 甲西農村環境改善センター改修事業 57,277,000円
- 図書館システム管理事業 60,959,000円

(5) 『未来をひらく経営型行政運営の形成』

- 第3次南アルプス市総合計画策定事業 8,828,000 円
- ふるさと納税事業 1,356,558,000 円

歳入については、市税、地方交付税のほか、国・県支出金、市債等を見込んでいます。

議案第 32 号～43 号 令和 6 年度南アルプス市特別会計予算

令和 6 年度南アルプス市国民健康保険特別会計予算をはじめとする、12 の特別会計については、歳入歳出予算の総額を 16,123,862,000 円とし、前年度比 1.9%の減となっています。

議案第 44 号～45 号 令和 6 年度南アルプス市企業会計予算

令和 6 年度南アルプス市水道事業会計予算をはじめとする、2 つ企業会計については、資本的支出の総額を 3,906,113,000 円とし、支出予算の総額を 6,948,144,000 円とするものです。

3. 規約の変更案 1件

議案第46号 山梨県市町村総合事務組合格約の変更について

令和6年4月1日から東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合、及び富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を新規に共同処理することに伴い、山梨県市町村総合事務組合格約の一部を変更するには、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものです。

4. 財産の処分案 1件

議案第47号 財産の処分（土地の売払い）について

南アルプスIC新産業拠点整備事業用地の集客エリアであり、本市所有の寺部地内の土地（59,403.96㎡）を、866,467,000円で、千葉県木更津市に本社を置く、コストコホールセールジャパン株式会社に売り払うものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものです。

5. 市道路線に関する案 2件

議案第48号 市道路線の認定について

開発行為により寄附された道路により4路線を市道認定するものです。

議案第49号 市道路線の廃止について

路線の見直しにより6路線の市道を廃止するものです。

6. 和解及び損害賠償に関する案 1件

議案第50号 和解及び損害賠償の額の決定について

事故に対する和解及び損害賠償の額を決定するものです。

7. 同意案 2件

同意案第1号 監査委員の選任について

野田 正貴^{のだ まさき} 監査委員の任期が、本年3月31日をもって満了することに伴い、新たに吉田在住の保坂 邦博^{ほさか くにひろ}氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

同意案第2号 公平委員会委員の選任について

本年3月31日付けで小池^{こいけ}康郎^{やすお}公平委員が一身上の都合により辞職されることに伴い、在任期間を新たに寺部在住の保坂^{ほさか}昌志^{しょうじ}氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上